玉

地域

地域

機関

認

(相互審査)

7

テ これら 7 口 資金 0) 対策は 供与 口 つ て何? なぜ重要なの? ダ IJ

Q1

拡散し続けている実態も認められ 売などの組織犯罪やテロ行為等の 「招かれざる事象」が、 化した現代には、密輸・密 経済が著しくグローバル 世界中に

贈収賄・脱税等による非合法取引 織やテロリスト集団・組織(以 法活動も、 すること)させます。 口座を経由して回金(資金を移動 や犯罪行為などで得た資金を蓄財 ません。このため、 組織犯罪やテロ行為などの非合 架空名義もしくは他者名義の テロ集団等)は、麻薬売買・ 活動資金なしには行え 犯罪集団・組

ほか、大口の寄付を行う手口など 式・債券等の購入やカジノなどの もみられます。 口座を介した手法以外にも、 さらに最近では、

> れています。 仮想通貨や電子マネ ト・オークション等も利用さ

洗浄)と呼びます。 「マネー・ローンダリング」(資金 ているのです。こうした行為を の出所や受益者を特定しにくくし 金の移動を繰り返すことで、 に見せかけることにあります。 かも正当な手段で得た資金のよう て得た資金(汚れた資金)をあた を行う目的は、 テロ集団等があえて複雑な回金 不正な行為によっ 沓

の実行を目的に、 にわたります。こうしたテロ行為 口も自爆やハイジャックなど多岐 の武器が用いられているほか、手 みられます。銃器・刀剣・爆薬等 破壊・虐殺等を含むテロ行為 いまなお世界各国で断続的に 活動資金をテロ

インター

資金

金供与」と呼びます。 リストに供与する行為を

負の連鎖もみられる

単になりました。 すことも、かつてに比べ非常に簡 は、国や地域を跨いで資金を動か 十分さを残す国や金融機関を捕捉 団等はルー って禁じられていますが、 資金供与は、世界各国の法律によ し、着実にそこを突いてきます。 マネー・ローンダリング o Tが著しく伸展した昨今で ルの整備や取締りに不 テロ集 やテ

経済活動にもテロ集団等が介入し ってテロが活発化する負の連鎖も て不正に資金を収奪し、それによ 為等も増殖しています。合法的な

「テロ

テロが活発化する

それゆえに、組織犯罪やテロ行

悪化し、経済活動も停滞を余儀な くされます。

発につながりますし、 の解明は、テロ集団等の特定・ としても強い意識を持って、 険を冒して回金するメリットはな す。「汚れた資金」の回金ルー とが、犯罪・テロ抑止に直結しま て各種の対策の実効性を高めるこ の凍結がなされれば、 くなるため、活動も停滞します。 ・ローンダリング対策やテロ資 したがって、金融機関の行職員 裏返せば、 国際的な協調によっ わざわざ危 すぐに資産 マネ

が重要なのです。

金供与対策の充実に向き合うこと

POINT

- ●マネー・ローンダリングと は、不正な資金の出所等を特 定しにくくする行為
- 金融機関の行職員としても、 強い意識を持って対策に臨む ことが重要

Q2

どんなことを行

つ

7

41

る機関で

 \mathbf{T}

 \mathbf{F}

つ

て何

本はどう関わ

つ

7

41

るの?

図表2	FAIF 勧告の変遷
公表時期	FATF の動き【概要】
1990年	「40の勧告」を策定・提言【刑事法制・金融規制など】
1996年	「40の勧告」を改訂【疑わしい取引の届出など】
2001年	「8の特別勧告」を策定・提言【テロ資金規制など】
2003年	「40の勧告」を再改訂【マネー・ローンダリング技術 の巧妙化への対応など】
2004年	「(「8の特別勧告」への追加により)9の特別勧告」 に改訂【現金運搬人(Cash Courier)を追加】
2012年	「(新) 40の勧告」を策定・提言【旧40の勧告と9の 特別勧告を統合】

FATF の参加国・地域等

内訳

アルゼンチン・オーストラリア・オーストリ

ア・ベルギー・ブラジル・カナダ・中国・テ

ンマーク・フィンランド・フランス・ドイ

ド・アイルランド・イタリア・日本・ルクセ

EC (欧州委員会)・GCC (湾岸協力理事会)

ツ・ギリシャ・香港・アイスランド

of 7) ため、1989年にフランスのパ の国・地域等が加盟しています。 017年11月時点で、G7 (Group ト経済宣言を受けて設立され、2 リで開催されたアルシュ・サミッ わが国は、FATFに設立当初 の全構成国を含む図表 から加盟しています。また、

協議するための国際的組織)で

る国際的な対策と協力を推進する

ングに対す

「金融活動作業部会」と訳される Money Laundering の略称

(多国間で重要事項を

Action Task Force

で、

FATFとは、Financial

FATFが 策定 マネロン対策の国際基準を

図ることです。 Laundering)の充実・底上げを リング対策(AML 地域等におけるマネ 以下の①~④が挙げられ 主な活動内 ∕ Anti-Money · 口 ーーンダ

ます。

見直し 際基準 ②FATF参加国・地域相互間に ①マネー おけるFATF勧告遵守状況の確 よびテロ資金供与対策に関する国 (FATF勧告) の策定・

も務めています。 からは、約1年にわたって議長国 FATFの活動目的は、各国 ローンダリング対策お れまに

POINT ·····

- マネー・ローンダリングに対 する国際的な対策と協力を推 進するために設立された機関
- ●審査団を派遣する形で対象国 のマネー・ローンダリング対 策実態等への審査を実施

③FATF非参加国・地域におけ ての分析 テロ資金供与の手口・傾向につい ④マネー るFATF勧告遵守の推奨 口 l ンダリングおよび

れています。 でに図表2のような勧告が公表さ このうち①については、 これま

98 年

にわたり相互審査が実施されてい これまで93年・97年・88年の3回 を審査しています。 派遣する形で審査対象国のマネ 地域等により構成される審査団を 国・地域等に対し、その他の国・ ・ローンダリング対策等の実態 また、②につ 61 ては、 わが国にも、

バンクビジネス 2018年6月15日号

治安も

みられます。そうなれば、